

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 佐藤 了

資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
鶴田 誠二	鶴田誠二を囲む会	平成27年6月6日
浜田 新一	はまだ新一事務所	平成27年6月22日
平戸 都紀子	平戸トキ子後援会	平成27年6月30日